

送 付 票

第 号

平成 年 月 日

殿

都 道 府 県 知 事
市 (指定都市) 長
市 (中核市) 長

印

厚生省報告例 (衛生関係) の提出について

平成 8 年 分の標記報告表を別紙の通り提出する。

1 月報 (月分) 提出期限 翌月末

報 告 表	提出	未提出表 の提出予 定 月 日	報 告 表	提出	未提出表 の提出予 定 月 日
第 1			第32		
第 1 の 2					
第 1 の 3			第32の 5		
第 2					

2 四半期報 (・四半期分) 提出期限 各期終了月の翌月末

報 告 表	提出	未提出表 の提出予 定 月 日	報 告 表	提出	未提出表 の提出予 定 月 日
第 1 の 4			第30		
第13					
第14			第36の 2		

3 年報 提出期限 翌年 2 月末

報 告 表	提出	未提出表 の提出予 定 月 日	報 告 表	提出	未提出表 の提出予 定 月 日
第 3			第23		
第 4			第23の 2		
第 5			第25		
第 6			第26		
第 7			第27		
第 8			第28		
第 9			第32の 2		
第10			第32の 3		
第11			第32の 4		
第12			第33		
第15			第34		
第15の 2			第35		
第16			第36		
第17			第36の 3		
第18			第37		
第19			第37の 2		
第20			第42		
第21			第43		
第21の 2					
第21の 3					
第22			第47		
第22の 2			第48		
			第50		

4 隔年報 提出期限 当該年の翌年 2 月末

第 5 の 2			第44		
第39			第45		
			第46		
第39の 2			第46の 2		
第40			第46の 3		
第41					

(注) 提出する表は「提出」欄に「○印」を記入し、未提出表については「未提出表の提出予定月日」欄に予定月日を記入すること。

(厚生省報告例)

第 1 精神障害者申請・通報・届出状況

都道府県
指定都市名

0 8 0 1 0

平成 8 年 月 分

	申請通報 届出件数 (1)	調査により診察の 必要がないと 認められた者 (2)	診察を受けた者	
			法第29条該当 症状の者 (3)	法第29条該当 症状でなかった者 (4)
一般からの申請 (01)				
警察官からの通報 (02)				
検察官からの通報 (03)				
保護観察所の長からの通報 (04)				
矯正施設の長からの通報 (05)				
精神病院の管理者からの届出 (06)				
計 (07)				

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条から第26条の2までの規定により、申請、通報又は届出がなされた精神障害者又はその疑いがある者について行った調査、診察の状況を申請、通報又は届出の経路別に計上すること。
 2 表頭の「調査により診察の必要がないと認められた者(2)」には、その月中までに申請、通報又は届出がなされた者のうち、その月中に診察の結果が判明した者を計上すること。
 3 同一人について表例の2以上の区分に該当する申請、通報又は届出がなされた者については、該当する区分の最下段にのみ計上すること。

(厚生省報告例)

第 1 の 2 精神障害者措置入院・仮退院状況

都道府県
指定都市名

0 8 0 1 2

平成 8 年 月 分

	前月末患者数 (1)	本月中新規患者数 (2)	本月中解除患者数 (3)	本月末患者数 (4)
措置患者 (01)				
仮退院患者 (「措置患者」の再掲) (02)				

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定により、措置入院した患者及び法第40条の規定により仮退院の許可をした患者数を計上すること。
 2 「前月末患者数(1)」の表側「措置患者 (01)」には、前月末の措置患者数を計上し、また、「仮退院患者 (02)」には、「措置患者 (01)」に計上されたもののうち、仮退院中の者を再掲し、計上すること。
 3 「本月中新規患者数(2)」には、その月中に新たに措置入院した患者数を計上すること。
 4 「本月中解除患者数(3)」には、その月中に措置入院を解除された患者数を計上すること。
 5 「本月末患者数(4)」の表側「措置患者 (01)」には、その月末現在の措置患者数を計上し、また、「仮退院患者 (02)」には、「措置患者 (01)」に計上されたもののうち、仮退院中の者を再掲し、計上すること。

(厚生省報告例)

第 1 の 3 医療保護入院・応急入院・仮入院届出状況

都道府県
指定都市名

平成 8 年 月 分

0	8			0	1	3		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

医 療 保 護 入 院			応 急 入 院 届 出 数 (4)	仮 入 院 届 出 数 (5)
保 護 者 の 同 意 に よ る 入 院 届 出 数 (1)	扶 養 義 務 者 の 同 意 に よ る 入 院 届 出 数 (2)	退 院 届 出 数 (3)		

日本工業規格A列4番

(注) この表には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条、第33条の2、第33条の4及び第34条の2の規定により精神病院の管理者から届け出られた医療保護入院、退院、応急入院及び仮入院のその月中の届出数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 1 の 4 精神医療審査会の審査状況

都道府県
指定都市名

平成 8 年第 四半期中

0	8			0	1	4		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

(定期の報告等)

	審査件数 (1)	審査結果件数			審査中 (5)
		現在の入院形態が 適 当 (2)	他の入院形態への 移行が 適 当 (3)	入院継続不要 (4)	
医療保護入院時の届出 (01)					
入院中の 定期報告	医療保護入院 (02)				
	措置入院 (03)				
計 (04)					

(退院等の請求)

	審査件数 (1)	審査結果件数		審査中 (4)
		入院又は処遇は適当 (2)	入院又は処遇は不適當 (3)	
退院の請求 (05)				
処遇改善の請求 (06)				
計 (07)				

日本工業規格 A 列 4 番

(注) 1 この表には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第2項の規定に基づいて審査されたもの(定期の報告等)及び法第38条の5第2項の規定に基づいて審査されたもの(退院等の請求)について、その期中の審査件数・審査結果件数及び審査中の件数を計上すること。

2 (定期の報告等)は次の式が成立すること。
「今期報告の(1) + 「前期報告の(5)」 = 「今期報告の(2)+(3)+(4)+(5)」

3 (退院等の請求)は次の式が成立すること。
「今期報告の(1) + 「前期報告の(4)」 = 「今期報告の(2)+(3)+(4)」

(厚生省報告例)

第 2 精神障害者通院医療

都道府県
指定都市名: _____
平成 8 年 _____ 月 分

0	8			0	2	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

	被 用 者 保 険		国 民 健 康 保 険 (3)	老 人 保 健 法 (4)	生 活 保 護 法 (5)	そ の 他 (6)	計 (7)
	本 人 (1)	家 族 (2)					
申 請 (01)							
合 格 (02)							
承 認 (03)							

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条第1項の規定による通院医療費の公費負担の申請、合格及び承認についての人員を計上すること。
2 表頭「被用者保険」の「本人(1)」「家族(2)」又は「国民健康保険(3)」の被保険者であって、老人保健法による医療受給者は「老人保健法(4)」にのみ計上すること。

(厚生省報告例)

第 3 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数

都道府県
指定都市名

平成 8 年末現在

0	8			0	3	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

	前年末現在 (1)	新規交付 (年中) (2)	転入 (年中) (3)	転出 (年中) (4)	返還 (年中) (5)	障害の等級 の変更 (年中)		年末現在 (8)	有効期限切れ (8)の再掲) (9)
						増 (6)	減 (7)		
1 級 (01)									
2 級 (02)									
3 級 (03)									
計 (04)									

日本工業規格A列4番

(注) この表には、都道府県に備えられている精神障害者保健福祉手帳交付台帳の記載内容に基づいて計上すること。

(厚生省報告例)

第 4 栄 養 士 免 許 交 付

都道府県名

平成 8 年中

0	8			0	4	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

指 定 養 成 施 設 卒 業 (1)	試 験 合 格 (2)	計 (3)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、栄養士法第2条及び第4条の規定により、都道府県知事が本年中に新たに与えた免許の数を、同法施行令第2条の規定により作成した栄養士名簿に基づいて計上すること。
- 2 「指定養成施設卒業(1)」には、法第2条の規定に該当する者を計上すること。
- 3 「試験合格(2)」には、旧法第2条第1項第2号の規定に該当する者を計上すること。

(厚生省報告例)

第 5 調 理 師 免 許 交 付

都道府県名

平成 8 年中

0	8			0	5	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

指定養成施設卒業者 (1)	講習課程修了者 (2)	都道府県知事試験合格者 (3)	附則第3項による講習認定 (4)	計 (5)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、調理師法第3条第1項の規定により、都道府県知事が本年中に新たに与えた免許の数を、法第5条第2項に規定する調理師名簿に基づいて計上すること。
- 2 「指定養成施設卒業者(1)」には、法第3条第1項第1号に該当する者を計上すること。
- 3 「講習課程修了者(2)」には、旧法第3条第1項第2号に該当する者を計上すること。
- 4 「都道府県知事試験合格者(3)」には、法第3条第1項第2号に該当する者を計上すること。
- 5 「附則第3項による講習認定(4)」には、昭和56年法第89号附則第3項に該当する者を計上すること。

(厚生省報告例)

第 5 の 2 就 業 調 理 師

都道府県名

平成 8 年末現在

0	8			0	5	2		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

就 業 場 所												
寄 宿 舎 (1)	学 校 (2)	病 院 (3)	事 業 所 (4)	社 会 福 祉 施 設 (5)	老 人 保 健 施 設 (6)	矯 正 設 施 (7)	飲 食 店 営 業 (8)	喫 茶 店 営 業 (9)	魚 介 類 販 売 業 (10)	そ う ざ い 製 造 業 (11)	そ の 他 (12)	計 (13)

日本工業規格A列4番

(注) この表には、調理師法第5条の2第1項の規定により、就業する調理師が12月31日現在において都道府県知事に届け出た「調理師業務従事者届」(以下「届票」という。)に基づき、就業調理師の数を就業場所別に計上すること。

第 6 給 食 施 設

都道府県名

平成 8 年末現在

0 8 0 6 0

	管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設数 (8)	
	施設数 (1)	管理栄養士数 (2)	施設数 (3)	管理栄養士数 (4)	栄養士数 (5)	施設数 (6)	栄養士数 (7)		
集 団	学 校 (01)								
	病 院 (02)								
	老 人 保 健 施 設 (03)								
	児 童 福 祉 施 設 (04)								
	社 会 福 祉 施 設 (05)								
	矯 正 施 設 (06)								
	寄 宿 舎 (07)								
	事 業 所 (08)								
	一 般 給 食 セ ン タ ー (09)								
	そ の 他 (10)								
	計 (11)								
給 食 再 掲 施 設	学 校	該 当 施 設 (12)							
		指 定 施 設 (13)							
	病 院	該 当 施 設 (14)							
		指 定 施 設 (15)							
	老 人 保 健 施 設	該 当 施 設 (16)							
		指 定 施 設 (17)							
	児 童 福 祉 施 設	該 当 施 設 (18)							
		指 定 施 設 (19)							
	社 会 福 祉 施 設	該 当 施 設 (20)							
		指 定 施 設 (21)							
	矯 正 施 設	該 当 施 設 (22)							
		指 定 施 設 (23)							
	寄 宿 舎	該 当 施 設 (24)							
		指 定 施 設 (25)							
	事 業 所	該 当 施 設 (26)							
		指 定 施 設 (27)							
	一 般 給 食 セ ン タ ー	該 当 施 設 (28)							
		指 定 施 設 (29)							
	そ の 他	該 当 施 設 (30)							
		指 定 施 設 (31)							
	計	該 当 施 設 (32)							
		指 定 施 設 (33)							
	そ の 他 の 給 食 施 設	学 校 (34)							
		病 院 (35)							
老 人 保 健 施 設 (36)									
児 童 福 祉 施 設 (37)									
社 会 福 祉 施 設 (38)									
矯 正 施 設 (39)									
寄 宿 舎 (40)									
事 業 所 (41)									
一 般 給 食 セ ン タ ー (42)									
そ の 他 (43)									
計 (44)									

日本工業規格A列3番

(注) この表には、栄養改善法第9条の2に規定する集団給食施設及び昭和33年衛発第1157号公衆衛生局長通知によるその他の給食施設について、管理栄養士・栄養士の配置別に区分し、年末現在の施設数及び管理栄養士数・栄養士数を施設の種類別に計上すること。ただし、法第9条の2第3項に基づく指定要件に該当する「該当施設」と「指定施設」については、集団給食施設の再掲として施設数のみ計上すること。
 集団給食施設又はその他の給食施設であって、同一施設が表側の複数の施設に給食を供給している場合は、給食設備（調理場等）を有する区分にのみ計上すること。
 なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

(厚生省報告例)

第 7 未 収 容 ら い 患 者

都道府県名

平成 8 年 分

0	8			0	7	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

前 年 末 の 患 者 (1)	本 年 中 増		本 年 中 減			本 年 末 の 患 者 (7)	本 年 末 の 一 時 救 護 患 者 (7) の 再 掲 (8)
	新 発 見 (2)	そ の 他 (3)	入 所 (4)	死 亡 (5)	そ の 他 (6)		

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、らい予防法第4条第1項の規定により、医師かららい患者（患者の疑いのある者を含む。以下同じ。）として届け出られた者又は第5条第1項の規定に基づいて指定医師によってらい患者であると診断された者（すでに医師によってらい患者として届け出られた者を除く。以下同じ。）のうち、未収容らい患者のその年中の移動状況及び年末現在の一時救護状況についての患者数を計上すること。
- 2 「本年中増」の「新発見(2)」には、法第4条第1項の規定により医師が届け出た患者及び法第5条第1項の規定により指定医師がらい患者と診断した者について計上すること。
- 3 「本年中増」の「その他(3)」には、新発見に該当しない次の患者について計上すること。
- (1) らい療養所から当該都道府県内に移動してきた患者であって、外出の許可期間経過後正当な理由がなく帰所しない者又は無断外出、逃亡等により退所処分に付された旨通知された者。ただし、軽快退所した者は計上しないこと。
- (2) 他の都道府県から移動してきた未収容らい患者であって、その旨通知された者。
- 4 「本年中減」の「その他(6)」には、当該都道府県外に移動した未収容らい患者及び法第4条第2項の規定により治癒した旨医師から届け出られた者（らい患者の疑いがある者として医師から届け出られた者が、らい患者でないと診断された場合を含む。）の数を計上すること。
- 5 「本年末の患者(7)」には、本年末現在でらい療養所に収容されていない患者数（一時救護を受けている者を含む。）を計上すること。
- 6 「本年末の一時救護患者(8)」には、法第19条の規定により一時救護を行っている患者数を、「本年末の患者(7)」に準じて計上すること。

(厚生省報告例)

第 8 らい予防法による生活援護

都道府県名

平成 8 年中

0	8			0	8	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

生活援助		教育援助人員 (3)	住宅援助人員 (4)	出産援助人員 (5)	生業援助人員 (6)	葬祭援助人員 (7)
世帯 (1)	人員 (2)					

日本工業規格A列4番

(注) この表には、らい予防法第21条第1項の規定により、その年中にらい療養所入所患者の親族（事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対して行った援護について、種類別の援護人員及び生活援助をした世帯数を援護決定調書に基づいて、月ごとの実人員及び実世帯数の合計数を計上すること。

第 9 法定・指定伝染病患者等の隔離状況

都道府県
指定都市名
中核市

0 8 0 9 0

平成 8 年中

	赤 痢 (疫痢を含む。) (1)	腸チフス (2)	パラチフス (3)	しろう紅熱 (4)	ジフテリア (5)	流行性脳 脊髄膜炎 (6)	日本脳炎 (7)	急 性 灰白髄炎 (8)	そ の 他 (9)	計 (10)
患 者 数 (01)										
患者隔離日数 (02)										

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表には、伝染病予防法第 1 条第 1 項及び第 2 項に規定する伝染病患者等で、法第 7 条の規定により隔離された本年中の患者数及び患者隔離日数を計上すること。この場合、隔離の際、2 種以上の疾病に患っていた場合には、表頭各区分のうちもっとも若い番号の区分にのみ計上するとともに、隔離中において新たに患した場合の疾病については、患者数には別に計上しないが、隔離日数については当該患者が隔離された実日数により計上すること。
- 2 「赤痢(1)」から「急性灰白髄炎(8)」までには、法第 1 条第 1 項及び第 2 項並びに第 2 条第 2 項に規定する赤痢、腸チフス、パラチフス、しろう紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、日本脳炎、急性灰白髄炎の患者及び疑似患者並びにその病原体保有者であって、同法施行令第 4 条第 1 項の規定により都道府県知事が特別の必要があると認めたもの又はその主要症状が消退し、消退時から起算して所定の期間を経過しないもので隔離した患者についてそれぞれ計上すること。
- 3 「その他(9)」には、「(1)」から「(8)」まで以外の法定・指定伝染病患者、法第 2 条第 1 項に規定するコレラ及びペストの疑似患者並びに同法施行令第 4 条第 1 項に規定する都道府県知事の認定による者等で隔離された患者について計上すること。

(厚生省報告例)

第 10 梅毒血清反応検査

都道府県
指定都市名
中核市

0 8 1 0 0

平成 8 年中

		婚姻時の者 (1)	妊娠時の者 (2)	売いん常習の疑 いの著しい者 (3)	保護厚生施設 入 所 者 (4)	学生・生徒・児童 (5)	そ の 他 (6)	計 (7)
男	被 検 査 者 数 (01)							
	陽 性 者 数 (02)							
女	被 検 査 者 数 (03)							
	陽 性 者 数 (04)							
保健所における被検査 者数 (再掲) (05)								

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表には、性病予防法第16条の規定により設置された病院（市町村立病院及び代用病院を含む。）又は診療所（市町村立診療所及び代用診療所を含む。）並びに保健所（以下「被調査機関」という。）において取り扱った梅毒血清反応検査について、被検査者数及び陽性者数を表頭に掲げる対象別に区分して計上すること。
- 2 当該被調査機関で実施したものについては、検査結果の判明した日の属する年に計上すること。
- 3 他に依頼したものについては、検査結果の報告を受理した日の属する年に計上すること。
- 4 他の被調査機関から依頼されたものについては、この表に計上しないこと。（依頼した被調査機関で計上すること。）

(厚生省報告例)

第 11 性病病院・診療所治療患者

都道府県
指定都市名
中核市

平成 8 年中

0	8			1	1	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

		梅 毒		り ん 病		そ の 他	
		入 院 (1)	外 来 (2)	入 院 (3)	外 来 (4)	入 院 (5)	外 来 (6)
患 者 延 数	全 部 免 除 (01)						
	一 部 免 除 (02)						
	そ の 他 (03)						
本 年 中 の 新 患 者 (04)							

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、性病予防法第16条の規定により設置された病院及び診療所（市町村立及び代用を含む。）において、法第15条第1項及び第2項に規定する命令により治療を受けた患者並びに公費負担により治療を受けた患者数を、当該施設から報告を求めて計上すること。
- 2 1人の患者が2種以上の性病の治療を受けている場合は、それぞれの区分に計上すること。ただし、同一患者で表頭「その他」に該当する2種の性病の治療を受けている場合は「1」と計上すること。
- 3 同一患者で同日中に外来及び入院した場合は、入院に計上すること。
- 4 表側「本年中新患者（04）」には、治療を受けた患者について、当該施設において新患者として診療録を作成した者の実数を計上すること。

第 12 性病予防法による健康診断

都道府県
指定都市名
中核市

平成 8 年中

0	8			1	2	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

		指示違反等に関する届出数 (1)	受診者数 (2)	性病にかかっている者				保健所における受診者数 (2)の再掲 (7)
				梅毒 (3)	りん病 (4)	その他 (5)	計 (6)	
法第7条に基づく届出のあった者	指示に違反した者	男 (01)						
		女 (02)						
	治療を中断した者	男 (03)						
		女 (04)						
	感染源と思われる者	男 (05)						
		女 (06)						
売いん常習の疑いの著しい者		女 (07)						
計	男 (08)							
	女 (09)							

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、性病予防法第7条に規定する届出が行われた者若しくは売いん常習の疑いの著しい者で、健康診断命令書により健康診断を受けた者又はそれらの者で勧奨を受けて公費負担により健康診断を受けた者を計上すること。
- 2 次の事項についても計上すること。
- (1) 他の被調査機関から健康診断を依頼されたもの。
 - (2) 被調査機関以外の施設に検査を依頼したもの。ただし、他の被調査機関に依頼した健康診断は計上しないこと。
- 3 同一人について、2以上の区分に該当する性病にかかっている場合は、それぞれの区分に計上すること。ただし、同一人で表頭「その他(5)」に該当する性病が2つあっても「1」と計上すること。

(厚生省報告例)

第 13 衛 生 検 査 (1)

都道府県
指定都市名
中核市

平成 8 年 第 四 半 期 中

0 8 1 3 0

		細菌検査 査 (1)	ウイルス・リケッチア等 検査 (2)	病原微生物の動物試験 (3)	原虫・寄生虫等 (4)	結核 (5)	性病 (6)	食中毒 (7)	臨床検査 (8)	食品検査 (9)	水質検査 (10)	廃棄物関係検査 (11)	公害関係検査 (12)	一般環境 (13)	放射能 (14)	温泉(鉱泉)泉質検査 (15)	家庭用品検査 (16)	薬品 (17)	栄養 (18)	その他 (19)	計 (20)	
依頼によるもの	保健所(検査室) (01)																					
	保健所以外の行政機関 (02)																					
	医療施設 (03)																					
	学校及び事業所 (04)																					
	その他 (05)																					
自ら行うもの (06)																						

日本工業規格A列4番

(注) 1 この表には、都道府県、指定都市及び政令市(指定都市を除く。以下同じ。)の衛生検査施設(地方衛生研究所又はこれに準ずる施設をいう。)が、その期中に受け付けた検体数又は件数を、検査種類別及び依頼経路別に計上すること。

なお、政令市で当該検査施設を有する場合は、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 「保健所(検査室)(01)」には、保健所から依頼を受けたとき(保健所が他から依頼されている検査を、更に依頼してきたときを含む。)に計上すること。

第 14 衛 生 検 査 (2)

0 8 1 4 0

		件 数
細菌 検 査	分離・同定	腸管系病原菌(01)
		その他の細菌(02)
	血清検査	(03)
		化学療法剤に対する耐性検査(04)
ウイルス・リケッチア等 検 査	分離・同定	インフルエンザ(05)
		その他のウイルス(06)
		リケッチアその他(07)
	血清検査	インフルエンザ(08)
	その他のウイルス(09)	
	リケッチアその他(10)	
病原微生物の動物試験(11)		
原虫・寄生虫等	原	虫(12)
	寄	生 虫(13)
	そ	族・節足動物(14)
	真	菌・その他(15)
結 核	培	養(16)
		化学療法剤に対する耐性検査(17)
性 病	梅	毒(18)
	り	ん 病(19)
食 中 毒	そ	の 他(20)
	病	原微生物検査(21)
	理	化学的検査(22)

		件 数	
臨 床 液 検 査	血 液	型(23)	
		血液一般検査(24)	
		生化学検査(25)	
		先天性代謝異常検査(26)	
		その他(27)	
	尿 便	(28)	
		(29)	
		病理組織学的検査(30)	
		その他(31)	
		病原微生物検査(32)	
食 品 検 査	理	化学的検査(33)	
	そ	の 他(34)	
	水 道 水	細菌学的検査(35)	
		理	化学的検査(36)
生		物学的検査(37)	
水 質 検 査	飲 用 水	水道水	
		細菌学的検査(38)	
	井 戸 水	理	化学的検査(39)
		細菌学的検査(40)	
	そ の 他	理	化学的検査(41)
		細菌学的検査(42)	
	利 用 水	理	化学的検査(43)
		細菌学的検査(44)	
	下 水	理	化学的検査(45)
		生	物学的検査(46)
査	細菌学的検査(47)		
	理	化学的検査(48)	
	生	物学的検査(49)	

		件 数	
廃 棄 物 関 係 検 査	し 尿	細菌学的検査(50)	
		理	化学的検査(51)
		生	物学的検査(52)
	そ	の 他(53)	
	公 害 関 係 検 査	大 気	SO ₂ ・NO・NO ₂ ・OX・CO(54)
浮遊粒子状物質(粉じんを含む)(55)			
河 川		降下ばいじん(56)	
		理	化学的検査(58)
		そ	の 他(59)
騒 音 ・ 振 動	(60)		
	そ	の 他(61)	
一 般 環 境	一	般室内環境(62)	
	浴	場水・プール水(63)	
	そ	の 他(64)	
放 射 能	雨	水・陸水(65)	
	空	気中(66)	
	食	品(67)	
そ	の 他(68)		
温	泉(鉱泉)泉質検査(69)		
家	庭用品検査(70)		
薬 品	医	薬品(71)	
	そ	の 他(72)	
栄	養(73)		
そ	の 他(74)		

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、都道府県、指定都市及び政令市(指定都市を除く。以下同じ。)の衛生検査施設(地方衛生研究所又はこれに準ずる施設をいう。)が、その期中に行った衛生検査の件数を計上すること。
 なお、政令市で当該検査施設を有する場合は、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
 2 その期中に検査の結果が判明したものについて計上すること。
 3 表側に掲げる区分ごとに検査件数を計上すること。すなわち、同一検体について表側に掲げる2種類以上の検査を行った場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。
 例えば、水道水の原水について細菌学的検査と理化学的検査の2種類の検査を行った場合は、「細菌学的検査(35)」及び「理化学的検査(36)」のそれぞれに「1」と計上すること。
 4 同一検体について、同一区分に属する検査で2種類以上の検査方法により検査を行っても「1」と計上すること。
 例えば、尿について、同一検体を使用して、たん白・糖・ウロビリノーゲンの検査を行っても「尿(28)」に「1」と計上すること。

(厚生省報告例)

第 15 建 築 物 環 境 衛 生

都道府県名

平成 8 年分

0	8			1	5	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

	特定建築物届出施設数		立入検査回数 (3)	処 分 件 数 (年中)		被指導施設数 (6)
	新規届出 (年中) (1)	施設数 (年末現在) (2)		改 善 命 令 (4)	使 用 停 止 ・ 使 用 制 限 (5)	
特 定 建 築 物	興 行 場 (01)					
	百 貨 店 (02)					
	店 舗 (03)					
	事 務 所 (04)					
	学 校 (05)					
	旅 館 (06)					
	その他の特定建築物 (07)					
	再掲 もつぱら事務所の用途 に供される特定建築物 (08)					
そ の 他 の 建 築 物 (09)						
計 (再掲を除く。) (10)						

日本工業規格A列4番

(注) 1 この表には、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物の施設数並びに立入検査回数、処分件数及び保健所が指導を行った施設の延数を計上すること。

なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 立入検査もかねて指導を行った場合は、「立入検査回数(3)」及び「被指導施設数(6)」のそれぞれに「1」と計上すること。

3 表頭「使用停止・使用制限(5)」には、法第12条の規定に基づいて、特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止又は制限した延件数を計上すること。

4 表側「その他の特定建築物 (07)」には、集会場、図書館、美術館又は遊技場を計上すること。

5 「もつぱら事務所の用途に供される特定建築物 (08)」には、建物の全部が事務所の用途に供される建築物で、都道府県知事又は政令市の市長が都道府県労働基準局長に通知した事務所を再掲で計上すること。

(厚生省報告例)

第 15の2 建築物環境衛生に係る登録営業所

都道府県名

平成 8 年分

0	8			1	5	2		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

	登録営業所数 (年末現在) (1)	登録件数 (年中) (2)	登録廃止件数 (年中) (3)	登録取消件数 (年中) (4)	登録有効期間満了件数 (年中) (5)
建築物清掃業 (01)					
建築物空気環境測定業 (02)					
建築物飲料水水質検査業 (03)					
建築物飲料水貯水槽 ^ろ 清掃業 (04)					
建築物ねずみ・こん虫等防除業 (05)					
建築物環境衛生一般管理業 (06)					
計 (07)					

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について、登録営業所数、登録件数、登録廃止件数、登録取消件数及び登録有効期間満了件数を計上すること。
- 2 表側には、法第12条の2第1項による事業の種別に区分して計上すること。
なお、同一営業所で2種以上の登録をしている場合は、登録の種別により、それぞれ「1」と計上すること。
- 3 「登録有効期間満了件数(5)」には、法第12条の2第5項に定める登録の有効期間をその年中に満了した営業所数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 16 墓地、火葬場及び納骨堂

都道府県
指定都市名
中核市

平成 8 年末現在

0	8			1	6	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

墓 地 (1)	火 葬 場 (2)	納 骨 堂 (3)

日本工業規格A列4番

(注) この表には、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により、都道府県知事又は指定都市の市長から経営の許可を受けて現に経営する墓地、火葬場及び納骨堂の年末現在の数を計上すること。

SAMPLE

(厚生省報告例)

第 17 埋 葬 及 び 火 葬

都道府県
指定都市名
中核市

0	8			1	7	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

平成 8 年中

	埋 葬 (1)	火 葬 (2)	計 (3)
死 体 (01)			
死 胎 (02)			

日本工業規格 A 列 4 番

(注) この表には、墓地、埋葬等に関する法律第 8 条の規定により、市町村長（指定都市の市長を除く。）が交付した死体・死胎埋葬許可証及び死体・死胎火葬許可証の枚数を計上すること。
なお、改葬許可証については計上しないこと。

(厚生省報告例)

第 18 興 行 場

都道府県
指定都市名
中核市

平成 8 年分

0 8 1 8 0

常設の興行場数（年末現在）			営業許可件数（年中）		営業廃止 件数 （年中） (6)	処分件数（年中）	
映画館 (1)	スポーツ 施設 (2)	その他 (3)	常設の 興行場 (4)	仮設の 興行場 (5)		営業許可 取消 (7)	営業停止 (8)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、興行場法第2条第1項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が許可している常設の興行場の本年末現在数並びに本年における興行場の許可件数、廃止件数及び処分件数について計上すること。
なお、政令市（指定都市を除く。）のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「映画館(1)」「スポーツ施設(2)」「その他(3)」の区分は当該施設における許可内容により計上すること。
例えば、許可内容に2種以上の興行種目が記載されている場合は、その興行種目中に映画館とスポーツ施設が含まれているときは「映画館(1)」に、映画館が含まれずスポーツ施設が含まれているときは「スポーツ施設(2)」に、映画館とスポーツ施設が含まれていないときは、「その他(3)」に計上すること。
- 3 「営業許可取消(7)」及び「営業停止(8)」には、法第6条の規定により営業許可の取消し及び営業の停止を命じた本年中の件数をそれぞれ計上すること。

(厚生省報告例)

第 19 ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業

都道府県
指定都市名
中核市

平成 8 年分

0	8			1	9	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

ホテル営業 (年末現在)		旅館営業 (年末現在)		簡易宿所 営業施設数 (年末現在)	下宿営業 施設数 (年末現在)	営業許可 件数 (年中)	営業廃止 件数 (年中)	処分件数 (年中)	
施設数 (1)	客室数 (2)	施設数 (3)	客室数 (4)					営業許可 取 消 (9)	営業停止 (10)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、旅館業法第3条第1項又は第9条の2の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が許可している旅館業の本年末現在の施設数及び客室数（簡易宿所営業及び下宿営業については施設数のみ。）並びに本年中における旅館業の許可件数、廃止件数及び処分件数について計上すること。
なお、政令市（指定都市を除く。）のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「下宿営業施設数(6)」には、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が当該施設において行う下宿営業は計上しないこと。
- 3 「営業許可取消(9)」及び「営業停止(10)」には、法第8条の規定により営業許可の取消し及び営業の停止を命じた本年中の件数をそれぞれ計上すること。

(厚生省報告例)

第 20 公 衆 浴 場

都道府県
指定都市名
中核市

平成 8 年分

0 8 2 0 0

公 衆 浴 場 (年末現在)							営業許可 件 数 (年中)	営業廃止 件 数 (年中)	処分件数 (年中)	
公 営		私 営							営業許可 取 消	営業停止
普通浴場 (1)	そ の 他 (2)	普通浴場 (3)	個室付浴場 (4)	ヘルス センター (5)	サウナ風呂 (6)	そ の 他 (7)	(8)	(9)	(10)	(11)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、公衆浴場法第2条第1項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が許可している公衆浴場の年末現在の施設数並びに本年における営業の許可件数、廃止件数及び処分件数について計上すること。
 なお、政令市（指定都市を除く。）のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 公営の「普通浴場(1)」及び私営の「普通浴場(3)」には、公衆浴場の入浴料金が公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づく都道府県知事の統制を受け、かつ、当該施設の配置について公衆浴場法第2条に基づく都道府県の条例による規制の対象にされているものを計上すること。公営の「その他(2)」には、「普通浴場(1)」に該当しないものを計上すること。
- 3 私営の「個室付浴場(4)」には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項第1号に規定する営業をするものを計上し、「ヘルスセンター(5)」には、入浴施設のほかに休憩施設、娯楽施設、食堂又は喫茶室を設ける等娯楽又は休養を享受させる営業を主とするものを計上し、「サウナ風呂(6)」には、熱気を直接使用する入浴設備を主として利用させるものを計上すること。「その他(7)」には、前記「(3)」から「(6)」までに該当しないものを計上すること。
- 4 「営業許可取消(10)」及び「営業停止(11)」には、法第7条の規定により営業許可の取消し及び営業の停止を命じた本年中の件数をそれぞれ計上すること。

第 21 理 容

都道府県名 _____

平成 8 年 分

0	8			2	1	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

理 容 師 (年 中)			理 容 所			
免 許 件 数 (1)	処 分 件 数		施 設 数 (年 末 現 在) (4)	従 業 理 容 師 数 (年 末 現 在) (5)	使 用 確 認 件 数 (年 中) (6)	閉 鎖 命 令 件 数 (年 中) (7)
	免 許 取 消 (2)	業 務 停 止 (3)				

日本工業規格A列4番

(注) 1 この表には、理容師法の規定による理容師の免許件数及び処分件数並びに理容所の施設数、従業理容師数、使用確認件数及び閉鎖命令件数について計上すること。

なお、この表のうち、「理容師」中の「(3)」及び「理容所」中の「(4)」から「(7)」までには、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 「免許件数(1)」には、法第2条の規定により、都道府県知事が本年中に与えた免許件数を法第5条第1項に規定する理容師名簿に基づいて計上すること。

3 「免許取消(2)」には、法第10条第1項及び第3項の規定により、都道府県知事が本年中に行った免許取消の処分件数を計上すること。

4 「業務停止(3)」には、法第10条第2項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が本年中に行った業務停止の処分件数を計上すること。

5 「使用確認件数(6)」には、法第11条の2の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が理容所の施設について、使用に適する旨の確認をした本年中の件数を計上すること。

6 「閉鎖命令件数(7)」には、法第14条の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が理容所の閉鎖を命じた本年中の件数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 21 の 2 美 容

都道府県名 _____

平成 8 年分

0	8			2	1	2		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

美 容 師 (年 中)			美 容 所			
免 許 件 数 (1)	処 分 件 数		施 設 数 (年 末 現 在) (4)	従 業 美 容 師 数 (年 末 現 在) (5)	使 用 確 認 件 数 (年 中) (6)	閉 鎖 命 令 件 数 (年 中) (7)
	免 許 取 消 (2)	業 務 停 止 (3)				

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、美容師法の規定による美容師の免許件数及び処分件数並びに美容所の施設数、従業美容師数、使用確認件数及び閉鎖命令件数について計上すること。
- なお、この表のうち、「美容師」中の「(3)」及び「美容所」中の「(4)」から「(7)」までには、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分を含めて計上すること。
- 2 「免許件数(1)」には、法第3条第1項の規定により、都道府県知事が本年中に与えた免許件数を法第5条第1項に規定する美容師名簿に基づいて計上すること。
 - 3 「免許取消(2)」には、法第10条第1項及び第3項の規定により、都道府県知事が本年中に行った免許取消の処分件数を計上すること。
 - 4 「業務停止(3)」には、法第10条第2項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が本年中に行った業務停止の処分件数を計上すること。
 - 5 「使用確認件数(6)」には、法第12条の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が美容所の施設について、使用に適する旨の確認をした本年中の件数を計上すること。
 - 6 「閉鎖命令件数(7)」には、法第15条の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が美容所の閉鎖を命じた本年中の件数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 21 の 3 ク リ ー ニ ン グ

都道府県名

平成 8 年分

0	8			2	1	3		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

ク リ ー ニ ン グ 師 (年 中)		ク リ ー ニ ン グ 所						
免 許 件 数 (1)	免 許 取 消 件 数 (2)	施 設 数 (年 末 現 在) (3)	特 定 洗 たく 物 を 取 り 扱 う 施 設 数 (3) の 再 掲 (4)	取 次 所 数 (3) の 再 掲 (5)	従 業 ク リ ー ニ ン グ 師 数 (年 末 現 在) (6)	使 用 確 認 件 数 (年 中) (7)	処 分 件 数 (年 中)	
							措 置 命 令 (8)	閉 鎖 ・ 停 止 命 令 (9)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、クリーニング業法の規定によるクリーニング師の免許件数及び免許取消件数並びにクリーニング所の施設数、従業クリーニング師数、使用確認件数及び処分件数を計上すること。
なお、この表のうち「クリーニング所」中の「(3)」から「(9)」までには、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「免許件数(1)」には、法第6条の規定により、都道府県知事が本年中に与えた免許件数を、法第8条第1項に規定するクリーニング師名簿に基づいて計上すること。
- 3 「施設数(年末現在)(3)」には、法第5条の2の規定により都道府県知事又は政令市の市長が使用確認をしているクリーニング所の年末現在数を計上すること。
- 4 「特定洗たく物を取り扱う施設数(3)の再掲(4)」には、「施設数(年末現在)(3)」に計上したクリーニング所のうち、法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱うクリーニング所(洗たく物の受取及び引渡のみを行うものは除く。)について、年末現在数を再掲し、計上すること。
- 5 「取次所数(3)の再掲(5)」には「施設数(年末現在)(3)」に計上したクリーニング所のうち、受取及び引渡のみを行うクリーニング所について、年末現在数を再掲し、計上すること。
- 6 「使用確認件数(年中)(7)」には、法第5条の2の規定により、都道府県知事又は政令市の市長がクリーニング所の施設について、使用に適する旨の確認をした本年中の件数を計上すること。
- 7 「措置命令(8)」及び「閉鎖・停止命令(9)」には、都道府県知事又は政令市の市長が、法第10条の2の規定により必要な措置をとることを命じた本年中の件数及び法第11条の規定により営業の停止又は閉鎖を命じた本年中の件数を計上すること。

第 22 許可を要する食品関係営業施設

都道府県
指定都市名
中核市

平成 8 年分

0 8 2 2 0

	営業施設数 (年末現在) (1)	営業許可施設数(年中)		廃業施設数 (年中) (4)	処 分 件 数 (年 中)						告発件数(年中)		調査・監視指導施設数 (年 中) (13)	
		継 続 (2)	新 規 (3)		営業許可 取消命令 (5)	営業禁止 命令 (6)	営業停止 命令 (7)	改善命令 (8)	物品廃棄 命令 (9)	その他 (10)	無 許 可 営 業 (11)	その他 (12)		
飲食店営業														
・一般食堂・レストラン等(01)														
仕出し屋・弁当屋														
旅 館(03)														
そ の 他(04)														
菓子(パンを含む。)製造業(05)														
乳 処 理 業(06)														
特別牛乳さく取処理業(07)														
乳 製 品 製 造 業(08)														
菓 乳 業(09)														
魚 介 類 販 売 業(10)														
魚介類せり売り営業(11)														
魚肉ねり製品製造業(12)														
食品の冷凍または冷蔵業(13)														
かん詰またはびん詰食品製造業(上記および下記以外)(14)														
喫 茶 店 営 業(15)														
あ ん 類 製 造 業(16)														
アイスクリーム類製造業(17)														
乳 類 販 売 業(18)														
食 肉 処 理 業(19)														
食 肉 販 売 業(20)														
食 肉 製 品 製 造 業(21)														
乳酸菌飲料製造業(22)														
食 用 油 脂 製 造 業(23)														
マ ー ガ リ ン 又 は ショ ー ト ニ ン グ 製 造 業(24)														
み そ 製 造 業(25)														
醬 油 製 造 業(26)														
ソ ー ス 類 製 造 業(27)														
酒 類 製 造 業(28)														
豆 腐 製 造 業(29)														
納 豆 製 造 業(30)														
め ん 類 製 造 業(31)														
そ う ざ い 製 造 業(32)														
添加物(法第7条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業(33)														
食品の放射線照射業(34)														
清 涼 飲 料 水 製 造 業(35)														
氷 雪 製 造 業(36)														
氷 雪 販 売 業(37)														
計 (38)														

日本工業規格 A 列 3 番

(注) 1 この表には、食品衛生法第21条第1項に規定する許可を要する食品関係営業施設について、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が営業許可をしている年末現在の施設数及び処分件数等について計上すること。
 なお、政令市(指定都市を除く。)又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
 2 「継続(2)」には、法第21条第3項に規定する有効期間の満了に際し、引き続き同一営業について許可をしたその年中の施設数を計上すること。
 3 「新規(3)」には、法第21条第1項の規定により、その年中に新たに営業の許可をした施設数を計上すること。
 4 「廃業施設数(4)」には、その年中に同法施行規則第21条の規定により廃業の届出のあった施設数及び廃業の届出はないが法第21条第3項に規定する有効期間満了前に継続営業許可の申請がないため当初の許可の効力が消滅し、廃業として処理した施設数を計上すること。
 5 「処分件数」の「その他(10)」には、「営業許可取消命令(5)」から「物品廃棄命令(9)」まで以外のもので勧告による用途変更、始末書の提出等の件数を計上すること。
 6 「調査・監視指導施設数(13)」には、法第21条第1項に規定する許可を要する営業施設に対して、食品衛生監視員が年中に行った調査指導及び監視指導の施設数を計上すること。
 なお、計上単位は同一施設を1回調査指導又は監視指導することに「1」と計上すること。したがって、同一施設を2人以上で同時に調査指導又は監視指導した場合でも「1」と計上すること。

(厚生省報告例)

第 22 の 2 許可を要しない食品関係営業施設

都道府県
指定都市名
中核市

0 8 2 2 2

平成 8 年分

	営業施設数 (年末現在) (1)	処 分 件 数 (年中)				告発件数 (年中) (6)	監視指導 施設数 (年中) (7)
		営業禁止命令 (2)	営業停止命令 (3)	物品廃棄命令 (4)	そ の 他 (5)		
給食施設	学 校 (01)						
	病 院 ・ 診 療 所 (02)						
	事 業 所 (03)						
	そ の 他 (04)						
乳 さ く 取 業 (05)							
食 品 製 造 業 (06)							
野 菜 果 物 販 売 業 (07)							
そ う ざ い 販 売 業 (08)							
菓 子 (パンを含む。) 販 売 業 (09)							
食 品 販 売 業 (上記以外。) (10)							
添加物(法第7条第1項の規定により規格 が定められたものを除く。)の製造業 (11)							
添 加 物 の 販 売 業 (12)							
氷 雪 採 取 業 (13)							
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は 販売業 (14)							
計 (15)							

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、営業を行うに際し、食品衛生法第21条第1項に規定する営業の許可は必要としないが、同法施行令第3条に規定する監視又は指導の対象となっている食品関係営業施設についての施設数及び都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が法第22条及び法第23条の規定により行った処分等について計上すること。
 なお、政令市(指定都市を除く。)又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「処分件数」の「その他(5)」には、「営業禁止命令(2)」から「物品廃棄命令(4)」まで以外のもので勧告による用途変更、始末書の提出等の件数を計上すること。
- 3 「監視指導施設数(7)」には、法第21条第1項に規定する営業の許可は必要としないが、令第3条に規定する監視又は指導の対象となっている営業施設に対して、食品衛生監視員が年中に行った監視指導の施設数を計上すること。
 なお、計上単位は同一施設を1回監視指導するごとに「1」と計上すること。したがって、同一施設を2人以上で同時に監視指導した場合でも「1」と計上すること。

(厚生省報告例)

第 23 食 品 衛 生 管 理 者

都道府県
指定都市名
中核市

0 8 2 3 0

平成 8 年 末 現 在

	医 師 歯科医師 (1)	薬 剤 師 (2)	獣 医 師 (3)	大学・旧制大学又は旧制専門学校で下 記の課程を修めて卒業した者			指定養成 施設を修 了した者 (8)	指定講習 会を修了 した者 (9)	計 (10)
				医学・歯 学・薬学・ 獣 医 学 (4)	畜 産 学 (5)	水 産 学 (6)			
全粉乳（その容量が1,400グラム 以下であるかんに収められるもの に限る。）、加糖粉乳又は調製粉乳 の製造業又は加工業 (01)									
食肉製品（ハム・ソーセージ・ベー コンその他これらに類するものを いう。）の製造業又は加工業 (02)									
魚肉ハム又は魚肉ソーセージの 製造業又は加工業 (03)									
食 品 の 放 射 線 照 射 業 (04)									
食用油脂（脱色又は脱臭の過程 を経て製造されるものに限る。） の製造業又は加工業 (05)									
マーガリン又はショートニング の製造業又は加工業 (06)									
添加物（法第7条第1項の規定 により規格が定められたものに 限る。）の製造業又は加工業 (07)									
計 (08)									

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、食品衛生法第19条の17第1項に規定する食品衛生管理者について、年末現在数を計上すること。
なお、政令市（指定都市を除く。）のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
2 食品衛生管理者としての資格要件を2以上併せ有する場合は、資格該当区分のうち、番号の最も若い区分にのみ「1」と計上すること。

(厚生省報告例)

第 23 の 2 製菓衛生師免許交付状況

都道府県名 _____

平成 8 年分

0	8			2	3	2		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

本 年 中 免 許 交 付 者 数 (1)	本 年 末 現 在 免 許 交 付 者 数 (2)

日本工業規格A列4番

(注) この表には、製菓衛生師法第3条の規定により、都道府県知事が行った製菓衛生師免許の交付者数を、法第7条第1項の規定により作成した製菓衛生師名簿に基づいて計上すること。

SAMPLE

0 8 2 5 0

平成 8 年中

	試験した 収去検体数 (実数) (1)	不良検体数 (実数) (2)	不良理由 (延数)							暫定的規制値 の定められて いるものの試験 した収去検 体数 (実数) (10)
			大腸菌群 (3)	異物 (4)	添加物 使用基準 (5)	法定外 添加物 (6)	残留農薬 基準 (7)	抗菌性 物質 (8)	その他 (9)	
魚介類 (01)										
無加熱摂取冷凍食品 (02)										
冷凍直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品 (03)										
冷凍直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食品 (04)										
生食用冷凍鮮魚介類 (05)										
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く。) (06)										
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。) (07)										
乳製品 (08)										
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む) (09)										
アイスクリーム類・氷菓 (10)										
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。) (11)										
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。) (12)										
菓子類 (13)										
清涼飲料水 (14)										
酒類 (15)										
氷雪 (16)										
水 (17)										
かん詰・びん詰食品 (18)										
その他の食品 (19)										
添加物 化学的合成品及びその製剤 (20)										
その他の添加物 (21)										
器具及び容器包装 (22)										
おもちゃ (23)										
計 (24)										

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、収去した食品(乳を除く。)等について、食品衛生法第18条第1項及び第2項に規定する検査施設において行った試験検査の件数を計上すること。
 なお、政令市(指定都市を除く。)又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
 2 当該検査施設において試験の結果が判明したものについて、その結果が判明した日の属する年に計上すること。
 3 表頭「不良理由(延数)」には、検査結果が不良であった検体について、その理由別に「大腸菌群(3)」から「その他(9)」までに計上すること。
 例えば、同一検体について、2以上の不良理由がある場合は、該当欄にそれぞれ「1」と計上すること。
 4 表頭「暫定的規制値の定められているものの試験した収去検体数(実数)(10)」には、食品中に残留するPCB、魚介類に含まれる水銀について、当該検査施設において検査を行ったものについて計上すること。ただし、同一検体について、PCBと水銀の検査を併せて行った場合も「1」と計上すること。
 なお、同一検体について、表頭「(10)」欄の検査と表頭「(1)～(9)」欄の検査とを併せて行った場合は、「(10)」欄及び「(1)～(9)」の該当欄にそれぞれ計上すること。

(厚生省報告例)

第 26 乳 の 収 去 試 験

都道府県
指定都市名
中核市名

0 8 2 6 0

平成 8 年中

	乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査									乳及び乳製品の成分規格の定めのない事項に関する検査	
	試験した 収去検体 数(実数) (1)	不適検体 数(実数) (2)	不 適 理 由 (延 数)							試験した 収去検体 数(実数) (10)	検査件数 (延数) (11)
			無 脂 乳 固 形 分 (3)	乳 脂 肪 (4)	比 重 (5)	酸 度 (6)	細 菌 数 (7)	大 腸 菌 群 (8)	抗 菌 性 物 質 (9)		
生 乳 (01)											
牛 乳 (02)											
部 分 脱 脂 乳 (03)											
加 工 乳	乳脂肪分3%以上 (04)										
	乳脂肪分3%未満 (05)										
そ の 他 の 乳 (06)											

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、収去した乳について、検査施設で行った試験検査の結果を計上すること。
 なお、政令市(指定都市を除く。)又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
 2 表側「その他の乳(06)」には、特別牛乳、生山羊乳、殺菌山羊乳、生めん羊乳及び脱脂乳を計上すること。
 3 表頭「乳及び乳製品の成分規格の定めのない事項に関する検査」には、収去検体のうち、省令によって成分規格の定めのない事項(例えば、農薬、重金属等)に関する検査を行った場合に計上すること。

(厚生省報告例)

第 27 乳 処 理 量

都道府県
指定都市名
中核市名

平成 8 年 分

0	8			2	7	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

	無 殺 菌 乳 (キロリットル) (1)	殺 菌 乳 (キロリットル)			計 (5)
		62° C ~ 65° C (2)	75° C 以上 (3)	瞬 間 (4)	
特 別 牛 乳 (01)					
牛 乳 (02)					
部 分 脱 脂 乳 (03)					
加 工 乳	乳 脂 肪 分 3 % 以上 (04)				
	乳 脂 肪 分 3 % 未 満 (05)				
そ の 他 の 乳 (06)					

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、都道府県知事又は政令市の市長が、食品衛生法第17条第1項の規定により、乳処理業を経営する者に報告させた乳について、乳の種類により処理方法別に、その処理量を計上すること。
なお、政令市（指定都市を除く。）のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 本年中に報告のあった乳の処理量を「キロリットル」単位で、小数点以下は四捨五入し整数で計上すること。
- 3 表側「その他の乳（06）」には、殺菌山羊乳及び脱脂乳を計上すること。

(厚生省報告例)

第 28 と 畜 場

都道府県名

平成 8 年分

0	8			2	8	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

		施 設 数 (年 末 現 在) (1)	許 可 件 数 (2)	廃 止 件 数 (3)	許 可 取 消 件 数 (4)	使 用 制 限 件 数 (5)
国・都道府県	一 般 (01)					
	簡 易 (02)					
市・町村	一 般 (03)					
	簡 易 (04)					
会 社	一 般 (05)					
	簡 易 (06)					
組 合・その他	一 般 (07)					
	簡 易 (08)					
計	一 般 (09)					
	簡 易 (10)					

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、と畜場法第3条第1項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長の許可を受けた一般と畜場及び簡易と畜場の12月31日現在の施設数並びにその年中における許可件数、廃止件数、許可取消件数及び使用制限・停止件数を設置者別に計上すること。
なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「市・町村」には、市町村が設置者であるものについて計上すること。
なお、市町村が地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合を設け、これが設置したものもここに計上すること。
- 3 「会社」には、会社組織をもつ団体が設置者であるものについて計上すること。
- 4 「組合・その他」には、「国・都道府県」から「会社」まで以外の者が設置者であるものについて計上すること。

(厚生省報告例)

第 30 と畜場外と殺頭数

都道府県名

平成 8 年第

四半期中

0	8			3	0	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

		牛 (1)	とく (2)	馬 (3)	豚 (4)	めん羊 (5)	山羊 (6)
切 迫 と 殺	不慮の災害による負傷 (01)						
	不慮の災害で救うことのできない状態 (02)						
	難産 (03)						
	産じよく麻ひ (04)						
	急性鼓脹症 (05)						
政令 第三条 による と殺	1号によるもの (06)						
	2号によるもの (07)						
自家用と殺 (08)							
計 (09)							

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、と畜場法の規定により、と畜場外においてと殺した獣畜の頭数を、その種類別に計上すること。
なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「切迫と殺」の各区分には、法第9条第1項第2号又は第3号に規定すると殺について、その中に検査を行った頭数を計上すること。
- 3 「政令第三条によると殺」の各区分には、法第9条第1項第5号に基づいてと殺し、検査を行ったもので、その中に報告を受理した頭数を計上すること。
- 4 「自家用と殺」には、法第9条第1項第1号の規定により、その中に自家用と殺の届出を受理した頭数を計上すること。

第 32 と畜場内と殺頭数及び獣畜のと殺解体禁止又は廃棄したものの原因

都道府県名

平成 8 年 月中

0 8 3 2 0

と畜場内と殺頭数	処 分 実 頭 数 (1)	疾 病 別 頭 数																								計 (27)		
		細 菌 病								ウイルス・リ ケッチア病		原 虫 病		寄 生 虫 病			そ の 他 の 疾 病											
		炭	豚	サル	結	ブ	破	放	そ	豚	そ	ト	そ	の	ジ	そ	膿	敗	尿	黄	水	腫	中	炎	産		変	そ
		そ	毒	モ	核	ル	傷	線	の	コ	の	キ	の	う	ス	の	毒	血	毒	疸	腫	瘍	毒	症	物		性	の
(2)	(3)	ネ	病	セ	風	菌	他	レ	他	ゾ	他	虫	ト	他	症	症	症	症	腫	病	症	汚	による	萎	他			
牛	禁 止 (01)																											
	全部廃棄 (02)																											
	一部廃棄 (03)																											
と く	禁 止 (04)																											
	全部廃棄 (05)																											
	一部廃棄 (06)																											
馬	禁 止 (07)																											
	全部廃棄 (08)																											
	一部廃棄 (09)																											
豚	禁 止 (10)																											
	全部廃棄 (11)																											
	一部廃棄 (12)																											
めん 羊	禁 止 (13)																											
	全部廃棄 (14)																											
	一部廃棄 (15)																											
山 羊	禁 止 (16)																											
	全部廃棄 (17)																											
	一部廃棄 (18)																											

日本工業規格A列3番

- (注) 1 この表には、と畜場法の規定により行ったと畜場内と殺頭数並びに処分した実頭数及び処分の原因となった疾病別の頭数を計上すること。
 なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
 2 「と畜場内と殺頭数」には、と畜検査員がと畜場法第10条の規定により、その月中にと畜場内で検査して、と殺した獣畜の頭数を獣畜の種類別に計上すること。したがって、解体禁止及び全部廃棄の措置をとった獣畜についても含めて計上すること。
 3 「獣畜のと殺解体禁止又は廃棄したものの原因」には、と畜場法第10条によると畜検査の結果、法第12条の規定により、その月中に行った獣畜の処分について、処分した実頭数と、処分の原因となった疾病別の頭数を獣畜の種類別に計上すること。
 4 「処分実頭数(1)」には、「と畜場内と殺頭数」に計上したと殺頭数、「第30と畜場外と殺頭数」に計上した切迫と殺及び政令第3条によると畜検査の結果、表側に掲げる処分を行った頭数を計上すること。
 5 表頭の「炭(2)」から「その他(26)」の各区分には、同一の獣畜について2以上該当する区分がある場合は、それぞれに「1」と計上すること。したがって、「炎症又は炎症産物による汚染(24)」は、1頭に「炎症」と「炎症産物による汚染」とがあっても「1」と計上し、「変性又は萎縮(25)」も同様に計上すること。ただし、「その他」欄に該当する2種の異なった疾病がある場合には、「その他」欄に「2」と計上すること。

(厚生省報告例)

第 32 の 2 食 鳥 処 理 場

都道府県名

0 8 3 2 2

平成 8 年分

	施設数 (年末 現在) (1)	許可件数 (年中) (2)	休 廃 止 件 数 (年中) (3)	再開件数 (年中) (4)	処 分 件 数 (年 中)					告発件数 (年中)	
					事業許可 取消命令 (5)	禁止命令 (6)	停止命令 (7)	整備改善 命 令 (8)	そ の 他 (9)	無 許 可 事 業 (10)	そ の 他 (11)
食 鳥 処 理 場 (法第16条第1項 の規定による認定 を受けた食鳥処理 場を除く。)(01)											
食 鳥 処 理 場 (法第16条第1項 の規定による認定 を受けた食鳥処理 場。)(02)											

日本工業規格A列4番

(注) この表には、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定により、都道府県知事又は政令市の市長の許可を受けた食鳥処理場の12月31日現在の施設数並びにその年中における許可件数、休廃止件数、再開件数、処分件数及び告発件数を計上すること。
なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

(厚生省報告例)

第 32 の 3 食 鳥 処 理 衛 生 管 理 者

都道府県名

平成 8 年末現在

0	8			3	2	3		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

	獣 医 師 (1)	大 学 ・ 旧 制 大 学 又 は 旧 制 専 門 学 校 で 下 記 の 課 程 を 修 め て 卒 業 し た 者		指 定 養 成 施 設 を 修 了 し た 者 (4)	指 定 講 習 会 を 修 了 し た 者 (5)	計 (6)
		獣 医 学 (2)	畜 産 学 (3)			
食 鳥 処 理 場 (法第16条第1項の規定による認定を受けた食 鳥処理場を除く。) (01)						
食 鳥 処 理 場 (法第16条第1項の規定による認定を受けた食 鳥処理場。) (02)						
計 (03)						

日本工業規格 A 列 4 番

(注) この表には、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第4項の規定により、食鳥処理業者から都道府県知事又は政令市の市長に届け出られた12月31日現在の食鳥処理衛生管理者数を、資格要件別に計上すること。

なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分を含めて計上すること。

(厚生省報告例)

第 32 の 4 届 出 食 肉 販 売 業 者

都道府県名

平成 8 年 分

0	8			3	2	4		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

業 者 数 (年 末 現 在) (1)	届 出 件 数 (年 中) (2)	告 発 件 数 (年 中) (3)

日本工業規格A列4番

(注) この表には、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第17条第1項第4号の規定により、都道府県知事又は政令市の市長に届け出られた届出食肉販売業者の12月31日現在の業者数、その年中における届出件数及び告発件数を計上すること。
なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

(厚生省報告例)

第 32 の 5 食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したものの原因

都道府県名

平成 8 年 月 分

0 8 3 2 5

検査羽数	プロイラー			成 鶏			あ ひ る			七 面 鳥			
	禁 止 (1)	全 部 棄 (2)	一 部 棄 (3)	禁 止 (4)	全 部 棄 (5)	一 部 棄 (6)	禁 止 (7)	全 部 棄 (8)	一 部 棄 (9)	禁 止 (10)	全 部 棄 (11)	一 部 棄 (12)	
処 分 実 羽 数 (01)													
疾 病 別 の 羽 数	鶏 痘 (02)												
	ウイ ル ス ・ ク ラ ミ ジ ア 病												
	伝 染 性 気 管 支 炎 (03)												
	伝 染 性 喉 頭 気 管 炎 (04)												
	ニ ュ ー カ ッ ス ル 病												
	鶏 白 血 病 (06)												
	封 入 体 肝 炎 (07)												
	マ レ ッ ク 病												
	そ の 他 (09)												
	細 菌 病	大 腸 菌 症 (10)											
		伝 染 性 コ リ ー ザ (11)											
		サ ル モ ネ ラ 病											
		ブ ド ウ 球 菌 症											
	そ の 他 (14)												
	そ の 他 の 羽 数	毒 血 症 (15)											
		膿 毒 症 (16)											
		敗 血 症 (17)											
		真 菌 症 (18)											
		原 虫 病 (19) (トキソプラズマ病を除く。)											
		寄 生 虫 病 (20)											
		変 性 (21)											
		尿 酸 塩 沈 着 症 (22)											
		水 腫 (23)											
		腹 水 症 (24)											
	疾 病 別 の 羽 数	出 血 (25)											
		炎 症 (26)											
		萎 縮 (27)											
		腫 瘍 (28)											
		臓器の異常な形等 (29)											
		異 常 体 温 (30)											
		黄 疸 (31)											
		外 傷 (32)											
		中 毒 諸 症 (33)											
		削 瘦 及 び 発 育 不 良 (34)											
	疾 病 別 の 羽 数	放 血 不 良 (35)											
		湯 漬 過 度 (36)											
		そ の 他 (37)											
計 (38)													

日本工業規格A列3番

(注) 1 この表には、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定による食鳥検査の結果、法第19条又は第20条の規定により、その月中に行った食鳥の処分について、処分した実羽数と処分の原因となった疾病別の羽数を食鳥の種類別に計上すること。

なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 「検査羽数」には、法第15条の規定により、食鳥検査員及び検査員がその月中に行った食鳥の検査羽数を計上すること。

3 「処分実羽数」には、各食鳥について、処分した実羽数を計上すること。

4 「疾病別羽数」には、各食鳥について、処分の原因となった疾病別の羽数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 33 化製場及び魚介類鳥類等製造貯蔵施設

都道府県名

平成 8 年末現在

0	8			3	3	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

化 製 場							魚介類鳥類等製造貯蔵施設	
施設実数 (1)	皮 革 (2)	油 脂 (3)	に か わ (4)	肥 料 (5)	飼 料 (6)	そ の 他 (7)	製 造 施 設 (8)	貯 蔵 施 設 (9)

日本工業規格A列4番

(注) 1 この表には、化製場等に関する法律第3条第1項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長の許可を受けた化製場及び法第8条で準用する第3条第1項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長の許可を受けた魚介類鳥類等製造貯蔵施設の年末現在数を計上すること。

なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 「化製場」のうち、「皮革(2)」から「その他(7)」までの各区分には、それぞれ該当する製品を製造する化製場の数を計上すること。したがって、例えば、化製場が皮革及びにかわを製造しているときには、「皮革(2)」及び「にかわ(4)」にそれぞれ「1」と計上すること。

(厚生省報告例)

第 34 死 亡 獣 畜 取 扱 場

都道府県名

平 成 8 年 末 現 在

0	8			3	4	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

	解 体 (1)	埋 却 (2)	焼 却 (3)
取 扱 場			

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、化製場等に関する法律第3条第1項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長の許可を受けた死亡獣畜取扱場の年末現在数を計上すること。
なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 表側「取扱場」には、死亡獣畜を解体し、埋却若しくは焼却するために設けられた施設又は区域で、死亡獣畜取扱場の許可を受けたものの年末現在の数を解体、埋却又は焼却の処理の種別に計上すること。したがって、例えば、1つの取扱場で解体及び埋却を行っている場合は、「解体(1)」及び「埋却(2)」にそれぞれ「1」と計上すること。

(厚生省報告例)

第 35 畜 舎 及 び 家 き ん 舎

都道府県名

平成 8 年末現在

0	8			3	5	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

牛 (1)	馬 (2)	豚 (3)	めん羊・やぎ (4)	犬 (5)	鶏・あひる (6)	そ の 他 (7)

日本工業規格A列4番

(注) この表には、化製場等に関する法律第9条第1項及び第4項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長の許可を受けている畜舎及び家きん舎の年末現在の施設数を、動物の種類ごとに計上すること。
なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

(厚生省報告例)

第 36 化 製 場 等

都道府県名

0 8 3 6 0

平成 8 年中

	許 可 件 数 (年 中) (1)	廃 止 件 数 (年 中) (2)	処 分 件 数 (年 中)		
			設 備 改 善 命 令 (3)	許 可 取 消 (4)	使 用 制 限 禁 止 (5)
化 製 場 (01)					
魚 介 類 鳥 類 等 製 造 貯 蔵 施 設 (02)					
死 亡 獸 畜 取 扱 場 (03)					
畜 舎 及 び 家 き ん 舎 (04)					

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、化製場等に関する法律に基づいて都道府県知事又は政令市の市長が行った施設の許可件数、廃止件数、行政処分の件数を計上すること。
なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「許可件数(1)」には、法第3条第1項(法第8条による準用の場合も含む。)又は第9条第1項及び第4項の規定による許可件数を計上すること。
- 3 「廃止件数(2)」には、旧法施行規則第3条、第4条又は第7条の規定による廃止件数を計上すること。
- 4 「設備改善命令(3)」には、法第6条の2(法第8条及び第9条第5項の規定において準用する場合を含む。)の規定により行った構造設備を都道府県の条例で定める基準に適合させるための命令及び清潔保持、汚物処理、昆虫発生防止、昆虫駆除、臭気の処理、その他衛生上必要な措置をとるべきことを命じた件数を計上すること。
- 5 法第7条第1項(法第8条及び第9条第5項の規定において準用する場合を含む。)の規定により行った許可取消し、使用制限及び使用禁止の件数を「許可取消(4)」及び「使用制限使用禁止(5)」に区分して計上すること。

(厚生省報告例)

第 36 の 2 狂 犬 病 予 防

都道府県名 _____

平成 8 年第 _____

四半期分 _____

0	8			3	6	2		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

登録申請数 (1)	登録頭数 (期末現在) (2)	予 防 注 射 済 票 交 付 数			徘徊犬の抑留および返還頭数		犬の死亡 届出件数 (8)
		保健所の 注射実施 (3)	その他の 注射実施 (4)	計 (5)	抑 留 (6)	返 還 (7)	

日本工業規格 A 列 4 番

(注) この表は、狂犬病予防法の規定により、その期中に取り扱った犬の登録並びに予防注射済票交付数、徘徊犬の抑留及び返還頭数、犬の死亡の届出件数を計上するものである。

なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

第 36 の 3 環境衛生及び食品衛生関係職員

都道府県
指定都市名
中核市

(第 2 表)

0	8			3	6	3		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

平成 8 年末現在

	医 師 (1)	歯 科 医 師 (2)	薬 剤 師 (3)	獣 医 師 (4)	栄 養 士 (5)	大学・高等専門学校等で所定の課程を修めて卒業した者				高等学校・中等学校等 で所定の課程を修 了した者 (10)	養成施設 で所定の課程を 修了した者 (11)	その他 (12)	計 (13)
						農 学 (6)	畜 産 学 (7)	水 産 学 (8)	その他 (9)				
専 従 者	環 境 衛 生 監 視 員 (01)												
	環 境 衛 生 指 導 員 (02)												
	水 道 法 第 39 条 職 員 (03)												
	食 品 衛 生 監 視 員 (04)												
	と 畜 検 査 員 (05)												
	狂 犬 病 予 防 員 (06)												
	家 庭 用 品 衛 生 監 視 員 (07)												
	計 (08)												
兼	環 境 衛 生 監 視 員 (09)												
	環 境 衛 生 指 導 員 (10)												
	水 道 法 第 39 条 職 員 (11)												
	食 品 衛 生 監 視 員 (12)												
	と 畜 検 査 員 (13)												
	食 鳥 検 査 員 (14)												
	狂 犬 病 予 防 員 (15)												
	家 庭 用 品 衛 生 監 視 員 (16)												
計 (17)													
務 再	食 品 衛 生 監 視 員 の うち 主 に 食 品 衛 生 監 視 業 務 に 従 事 して いる 者 (18)												
	と 畜 検 査 員 の うち 主 に と 畜 検 査 業 務 に 従 事 して いる 者 (19)												
	食 鳥 検 査 員 の うち 主 に 食 鳥 検 査 業 務 に 従 事 して いる 者 (20)												
	狂 犬 病 予 防 員 の うち 主 に 狂 犬 病 予 防 業 務 に 従 事 して いる 者 (21)												
	家 庭 用 品 衛 生 監 視 員 の うち 主 に 家 庭 用 品 衛 生 監 視 業 務 に 従 事 して いる 者 (22)												

日本工業規格 A 列 4 番

(注) 1 この表には、環境衛生及び食品衛生関係法令の規定により、都道府県知事又は政令市（指定都市を除く。）の市長から任命又は指定された環境衛生及び食品衛生関係職員について、12月31日現在数を計上すること。
 なお、政令市（指定都市を除く。）のある都道府県分については、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
 2 同一人で当該職員としての資格要件を2以上併せて有する場合は、現に従事している職名と最も関係の深い免許、資格又は学歴に分類して計上すること。

(厚生省報告例)

第 37 医 療 監 視

都道府県名

0	8			3	7	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

平成 8 年中

	医療監視 延件数 (1)	処 分 件 数					告 発 件 数 (7)	新規開設に 伴う使用 許可件数 (8)	構造設備の 変更に伴う 使用許可件数 (9)
		改 命 (2)	善 令 (3)	使用制限 又は禁止 (4)	管 理 者 変 更 (5)	許 可 の 取 消 (6)			
病 院 (01)									
診 療 所	一 般 (02)								
	歯 科 (03)								
助 産 所 (04)									
計 (05)									

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、医療法の規定により、医療監視員が行った医療監視延件数、処分件数及び告発件数並びに新規開設又は構造設備の変更に伴う使用許可件数について、本年中の状況を表側の区分により計上すること。
なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「医療監視延件数(1)」には、法第25条第1項に規定する立入検査を行った延件数を計上すること。
例えば、同一の病院に3回出向いた場合は「3」と計上すること。
- 3 「新規開設に伴う使用許可件数(8)」「構造設備の変更に伴う使用許可件数(9)」には、新たに施設を開設したもの又は既存の施設で構造設備を変更したものについて、法第27条に規定する検査の後、使用許可証を交付した件数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 37 の 2 医 療 法 人

都道府県名

平成 8 年末現在

0	8			3	7	2		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

財 団 (1)	社 団		計 (4)
	持分の定めのあるもの (2)	持分の定めのないもの (3)	

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表には、医療法第46条に規定する設立登記を終了した医療法人の数を、同法施行令第5条の2に規定する医療法人台帳に基づいて計上すること。
ただし、2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人（厚生大臣所管分）については計上しないこと。
- 2 「財団(1)」には、財団たる医療法人の数を年末現在で計上すること。
- 3 「社団」には、社団たる医療法人であって、定款に「持分の定めのあるもの(2)」(例えば、定款に解散時における残余財産の帰属処分の方法として「出資額に応じて分配する」等の記載のあるもの。)と「持分の定めのないもの(3)」に分けて計上すること。

(厚生省報告例)

第 39 就業あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師

都道府県名 _____

平成 8 年末現在

0	8			3	9	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

	あん摩マッサージ指圧師 (1)	はり師 (2)	きゆう師 (3)	柔道整復師 (4)
晴眼者 (01)				
盲者 (02)				

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、業務に従事する施術者の年末現在数を、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第19号）第22条、第23条及び第24条並びに柔道整復師法施行規則（平成2年厚生省令第20号）第17条の規定による施術所の届出事項から晴盲別に区分（柔道整復師を除く。）して計上すること。
- 2 12月31日付で施術所の開設又は出張業務若しくは滞在業務の開始を届け出た者は計上し、廃止を届け出た者は計上しないこと。
- 3 表頭の2以上の業務を行っている者については、該当区分にそれぞれ「1」とすること。

(厚生省報告例)

第 39 の 2 あん摩、マッサージ及び指圧、
はり、きゅう並びに柔道整復の施術所

都道府県名

0	8			3	9	2		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

平成 8 年末現在

あん摩、マッサージ及び指圧を行う施術所 (1)	はり及びきゅうを行う 施 術 所 (2)	あん摩、マッサージ及び指圧、はり並びにきゅうを行う施術所 (3)	そ の 他 の 施 術 所 (4)	柔 道 整 復 の 施 術 所 (5)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第19号）第22条及び柔道整復師法施行規則（平成2年厚生省令第20号）第17条による施術所の届出事項から、施術所の年末現在数を、業務の種類別に区分して計上すること。
- 2 同一施術所において、「柔道整復(5)」と「あん摩マッサージ指圧(1)」から「その他(4)」までのいずれかの業務を併せて行っている場合のみ、それぞれに「1」と計上すること。
- 3 12月31日付で施術所の開設を届け出たものは計上し、廃止を届け出たものは計上しないこと。

(厚生省報告例)

第 40 就業歯科衛生士の年齢階級別状況

都道府県名

0	8			4	0	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

平成 8 年末現在

	就 業 場 所								
	保 健 所 (1)	市 町 村 (2)	病 院 (3)	診 療 所 (4)	老 人 保 健 施 設 (5)	事 業 所 (6)	歯 科 衛 生 士 学 校 又 は 養 成 所 (7)	そ の 他 (8)	計 (9)
22 歳 未 満 (01)									
22 (02)									
23 (03)									
24 (04)									
25 (05)									
26 ~ 29 (06)									
30 ~ 34 (07)									
35 ~ 39 (08)									
40 ~ 44 (09)									
45 ~ 49 (10)									
50 歳 以 上 (11)									
計 (12)									

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、歯科衛生士法第7条第3項の規定による届出に基づき、12月31日現在の就業歯科衛生士の数を、表頭の区分別に計上すること。
2 「就業場所」には、歯科衛生士業務従事者届（以下「届出票」という。）の「業務に従事する場所」の区分により計上すること。
3 「年齢階級別」には、届出票の「年齢」によりそれぞれ該当する区分に計上すること。

(厚生省報告例)

第 41 就業歯科技工士の年齢階級別状況

都道府県名

0 8 4 1 0

平成 8 年末現在

	就 業 場 所							
	技 工 所		病 院 ・ 診 療 所		そ の 他		計	
	男 (1)	女 (2)	男 (3)	女 (4)	男 (5)	女 (6)	男 (7)	女 (8)
25 歳 未 満 (01)								
25 ~ 29 (02)								
30 ~ 34 (03)								
35 ~ 39 (04)								
40 ~ 44 (05)								
45 ~ 49 (06)								
50 ~ 54 (07)								
55 ~ 59 (08)								
60 歳 以 上 (09)								
計 (10)								

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、歯科技工士法（以下「法」という。）第7条第3項の規定による届出に基づき、12月31日現在の就業歯科技工士の数を、表頭の区分別に計上すること。
 2 「技工所」には、法第2条第3項に規定する歯科技工所に勤務する者の数を計上すること。
 3 「病院・診療所」には、病院又は診療所に勤務して、当該病院又は診療所において治療中の患者のための歯科技工を行っている者の数を計上すること。
 なお、病院又は診療所に勤務する者であっても、当該病院又は診療所において治療中の患者以外の者のためにも歯科技工を行っている者は「技工所」に計上すること。
 4 「その他」には、「技工所」「病院・診療所」以外の場所で歯科技工を行っている者の数を計上すること。
 5 性・年齢階級別には、届出票の「性」・「年齢」によりそれぞれ該当する区分に計上すること。

(厚生省報告例)

第 42 歯 科 技 工 所

都道府県名 _____

平成 8 年末現在

0	8			4	2	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

	歯 科 技 工 士 数 別					計 (6)
	1 人 (1)	2 人 (2)	3 人 (3)	4 人 (4)	5 人以上 (5)	
歯 科 技 工 所						

日本工業規格A列4番

(注) この表には、歯科技工士法第2条第3項に規定する歯科技工所の年末現在数を、法第21条の規定による届出に基づいて、業務に従事する歯科技工士数別に区分して計上すること。

第 43 旧制による保健婦、助産婦、看護婦及び看護士並びに新制による准看護婦及び准看護士の免許交付

都道府県名

平成 8 年中

0	8			4	3	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

旧 制				新 制	
保 健 婦 (1)	助 産 婦 (2)	看 護 婦 (3)	看 護 士 (4)	准 看 護 婦 (5)	准 看 護 士 (6)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、保健婦助産婦看護婦法の規定により、都道府県知事が本年中に新たに与えた免許の数を計上すること。
2 「旧制」の「保健婦(1)」には、法第54条第2項及び法第56条の2の規定により、都道府県知事が旧保健婦規則によって与えた免許の数を保健婦籍から計上すること。
3 「旧制」の「助産婦(2)」「看護婦(3)」「看護士(4)」の各区分には、上記2に準じて計上すること。
なお、看護婦には、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律附則第11項の規定により免許を与えた者も含めて計上すること。
4 「新制」の「准看護婦(5)」には、法第8条の規定により、都道府県知事が准看護婦試験に合格した者に与えた免許の数を、法第12条の准看護婦籍から計上すること。
5 「新制」の「准看護士(6)」は、上記4に準じて計上すること。

第 4 4 就業保健婦（士）の年齢階級別状況

0 8 4 4 0

都道府県名
平成 8 年末現在

		就業場所											助産婦・看護婦（士）との兼務の状況				
		保健所		市町村 (3)	病 院 (4)	診療所 (5)	訪問看護ステーション (6)	老人保健施設 (7)	社会福祉施設 (8)	事業所 (9)	保健婦養成所 (10)	その他 (11)	計 (12)	助産婦と兼務 (13)	看護婦と兼務 (14)	助産婦看護婦と兼務 (15)	
		所 内 動 員 (1)	市町村 に 在 る (2)														
保 健 婦	25歳未満(01)																
	25～29(02)																
	30～34(03)																
	35～39(04)																
	40～44(05)																
	45～49(06)																
	50～54(07)																
	55～59(08)																
	60歳以上(09)																
	計 (10)																
保 健 士	2.5歳未満(11)																
	25～29(12)																
	30～34(13)																
	35～39(14)																
	40～44(15)																
	45～49(16)																
	50～54(17)																
	55～59(18)																
	60歳以上(19)																
	計 (20)																

日本工業規格 A 列 4 番

(注) 1 この表は、保健婦助産婦看護婦法（以下「法」という。）第 2 条に規定する保健婦及び第 59 条の 2 に規定する保健士のうち、12 月 31 日現在の就業保健婦（士）の数を、法第 33 条の規定による届出に基づき計上するものであること。

2 「就業場所」には、保健婦（士）業務従事者届（以下「届出票」という。）の「業務に従事する場所」の区分により計上すること。

3 「助産婦・看護婦（士）との兼務の状況」には、届出票の「2 以上の業務に従事する場合」の区分により計上すること。

4 「年齢階級別」には、届出票の「年齢」によりそれぞれ該当する区分に計上すること。

第45 就業助産婦の年齢階級別状況

0	8			4	5	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

都道府県名 _____

平成 8 年末現在

	就業場所										保健婦・看護婦との兼務の状況		
	助産所			病院	診療所	保健所	社会福祉施設	助産婦学校及び養成所	その他	計	保健婦業務と兼務	看護婦業務と兼務	保健婦・看護婦業務と兼務
	開設者 (出張のみによる者を除く)	従事者	出張のみによる者										
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	
25歳未満 (01)													
25～29 (02)													
30～34 (03)													
35～39 (04)													
40～44 (05)													
45～49 (06)													
50～54 (07)													
55～59 (08)													
60歳以上 (09)													
計 (10)													

日本工業規格A列4番

(注) 1 この表は、保健婦助産婦看護婦法（以下「法」という。）第3条に規定する助産婦のうち、12月31日現在の就業助産婦の数を、法第33条の規定による届出に基づき計上するものであること。
 2 「就業場所」には、助産婦業務従事者届（以下「届出票」という。）の「業務に従事する場所」の区分により計上すること。
 3 「保健婦・看護婦との兼務の状況」には、届出票の「2以上の業務に従事する場合」の区分により計上すること。
 4 「年齢階級別」には、届出票の「年齢」によりそれぞれ該当する区分に計上すること。

第46 就業看護婦(士)の年齢階級別状況

0 8 4 6 0

都道府県名 _____
平成 8 年末現在

		就業場所									保健婦(士)・助産婦との兼務の状況		
		病院 (1)	診療所 (2)	訪問看護ステーション (3)	老人保健施設 (4)	社会福祉施設 (5)	学校 (6)	保健所 (7)	看護婦及養成学校 (8)	その他 (9)	計 (10)	保健婦と 助産婦との兼務 (11)	助産婦と 保健婦との兼務 (12)
看護婦	25歳未満(01)												
	25~29(02)												
	30~34(03)												
	35~39(04)												
	40~44(05)												
	45~49(06)												
	50~54(07)												
	55~59(08)												
	60歳以上(09)												
	計(10)												
看護士	25歳未満(11)												
	25~29(12)												
	30~34(13)												
	35~39(14)												
	40~44(15)												
	45~49(16)												
	50~54(17)												
	55~59(18)												
	60歳以上(19)												
	計(20)												

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表は、保健婦助産婦看護婦法(以下「法」という。)第5条に規定する看護婦(法第53条第1項に規定する者を含む。以下同じ。)及び法第60条に規定する看護士のうち、12月31日現在で就業している者の数を、法第33条の規定による届出に基づいて計上するものであること。
- 2 「就業場所」には、看護婦(士)業務従事者届(以下「届出票」という。)の「業務に従事する場所」の区分により計上すること。
- 3 「保健婦(士)・助産婦との兼務の状況」には、届出票の「2以上の業務に従事する場合」の区分により計上すること。
- 4 「年齢階級別」には、届出票の「年齢」によりそれぞれの該当する区分に計上すること。

(厚生省報告例)

第46の2 就業准看護婦(士)の年齢階級別状況

0 8 4 6 2

都道府県名 _____

平成 8 年末現在

		就業場所								計
		病院 (1)	診療所 (2)	訪問看護ステーション (3)	老人保健施設 (4)	社会福祉施設 (5)	学校 (6)	保健所 (7)	その他 (8)	
准 看 護 婦	20歳未満(01)									
	20～24(02)									
	25～29(03)									
	30～34(04)									
	35～39(05)									
	40～44(06)									
	45～49(07)									
	50～54(08)									
	55～59(09)									
	60歳以上(10)									
	計 (11)									
准 看 護 士	20歳未満(12)									
	20～24(13)									
	25～29(14)									
	30～34(15)									
	35～39(16)									
	40～44(17)									
	45～49(18)									
	50～54(19)									
	55～59(20)									
	60歳以上(21)									
	計 (22)									

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表は、保健婦助産婦看護婦法(以下「法」という。)第6条に規定する准看護婦及び法第60条に規定する准看護士のうち、12月31日現在で就業している者の数を、法第33条の規定による届出に基づいて計上するものであること。
 2 「就業場所」には、准看護婦(士)業務従事者届(以下「届出票」という。)の「業務に従事する場所」の区分により計上すること。
 3 「年齢階級別」には、届出票の「年齢」によりそれぞれの該当する区分に計上すること。

(厚生省報告例)

第 47 薬 局

都道府県名

平成 8 年末現在

0	8			4	7	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

開設者が自ら管理している薬局 (1)	開設者が自ら管理していない薬局 (2)	計 (3)	無 薬 局 町 村 (4)

日本工業規格A列4番

(注) この表には、薬事法第5条第1項の規定により許可を受けている薬局（法第5条第2項の規定により更新を受けたものを含む。）の年末現在数を、同法施行規制第8条に規定する許可台帳に基づいて計上するとともに、薬局の開設されていない町村の数を年末現在により計上すること。
なお、薬局数を計上する際、法人が開設している薬局は「開設者が自ら管理していない薬局(2)」に計上すること。

(厚生省報告例)

第 48 薬 事 監 視

都道府県名

0 8 4 8 0

平成 8 年分

	許可・届出施設数 (年未現在) (1)	立入検査施設数 (年中) (2)	違反発見施設数 (年中) (3)	違反発見件数 (年中)											処分件数 (年中)					告発件数 (年中) (20)				
				無許可無届業 (4)	無許可品 (5)	不良品 (6)	不正表示品 (7)	虚偽・誇大等 (8)	毒譲渡薬の等 (9)	毒貯蔵薬の列 (10)	の譲渡記録等 要指示医薬品 (11)	制限品 目売 (12)	構造不備 (13)	その他 (14)	業務停止 許可取消 (15)	改繕命令等 構造設備 (16)	検査命令等 (17)	廃棄等 (18)	その他 (19)					
医薬品	薬局 (01)																							
	製造業	専 大臣許可分 (02)																						
		業 知事許可分 (03)																						
	薬局 (04)																							
	輸入業	販 大臣許可分 (05)																						
		入 知事許可分 (06)																						
	一般販売業 (07)																							
	卸売一般販売業 (08)																							
	薬種商販売業 (09)																							
	特例販売業 (10)																							
	配販売業 (11)																							
	置従業者 (12)																							
	業務上取り扱う施設 (13)																							
医薬部外品	製造業	大臣許可分 (14)																						
		知事許可分 (15)																						
	輸入業	販 大臣許可分 (16)																						
		入 知事許可分 (17)																						
	販売業 (18)																							
業務上取り扱う施設 (19)																								
化粧品	製造業 (20)																							
	輸入販売業 (21)																							
	販売業 (22)																							
	業務上取り扱う施設 (23)																							
医療用具	製造業	大臣許可分 (24)																						
		知事許可分 (25)																						
	専業修理業 (26)																							
	輸入業	販 大臣許可分 (27)																						
		入 知事許可分 (28)																						
	販売業 (29)																							
	賃貸業 (30)																							
業務上取り扱う施設 (31)																								
計 (32)																								

日本工業規格 A 列 3 番

(注) 1 この表には、薬事法の規定に基づいて、都道府県知事の許可を受けている施設及び届出のあった施設数、都道府県の薬事監視員が行った立入検査施設数、立入検査による違反発見施設数並びに違反発見件数（立入検査を行わないで発見された違反を含む）、処分及び告発件数を、業種別（表側31区分をいう。）に計上すること。

2 国の別途指示によって行った、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（以下「医薬品等」という。）の製造業並びに輸入販売業について、その製造若しくは輸入している医薬品等の品質に関する一斉取締り、又は法第43条の規定による検定のために行った検定品の抜き取り及び業許可更新申請に基づく医薬品等のGMP適合性調査については計上しないこと。

(厚生省報告例)

第 50 毒 物 劇 物 監 視

都道府県名

平成 8 年 分

0 8 5 0 0

	登録・届出 ・許可施設数 (年末現在) (1)	立入検査 施行施設 数 (年中) (2)	違反発見 施設数 (年中) (3)	毒物劇物又 は政令で定 める毒物劇 物含有物の 疑いのある ものの収去 (4)	試験の結果 毒物劇物又 は政令で定 める毒物劇 物含有物で あつたもの (5)	無登録・無 届・無許可 施設発見件 数 (6)	処 分 件 数				告発件数 (11)	
							登 録 許 可 取 (7)	業 務 停 止 (8)	設 備 改 善 命 令 (9)	そ の 他 (10)		
製造業	大臣登録分 (01)											
	知事登録分 (02)											
輸入業	大臣登録分 (03)											
	知事登録分 (04)											
一 般 販 売 業 (05)												
農 業 用 品 目 販 売 業 (06)												
特 定 品 目 販 売 業 (07)												
電 気 め っ き 事 業 (08)												
金 属 熱 処 理 事 業 (09)												
毒 物 劇 物 運 送 事 業 (10)												
法第22条第5項の者 (11)												
計 (12)												
特 定 毒 物 研 究 者 (13)												

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、毒物及び劇物取締法の規定に基づく登録又は届出施設及び許可を受けている特定毒物研究者の数並びに立入検査、違反発見、処分及び告発等の件数を業種別(表側の12区分をいう。)に計上すること。
- 2 「登録・届出・許可施設数(1)」には、都道府県知事に登録又は届出が行われている施設及び許可を受けている特定毒物研究者の数(休止又は業務停止中のものを含む。)を年末現在により業種別に計上すること。
- 3 法第17条第1項の規定により都道府県の毒物劇物監視員が行った立入検査の施行施設数等並びに都道府県知事が行った処分及び告発件数を、業種別に計上すること。
例えば、甲業の登録を受けている者が、無登録で乙業の営業を行っている場合に乙業に関する立入検査、処分又は告発を行ったときには、表側の乙業に計上すること。
- 4 「試験の結果毒物劇物又は政令で定める毒物劇物含有物であつたもの(5)」には、収去したもので、試験の結果、本年中に毒物劇物又は施行令及び指定令に定める毒物劇物含有物であることが判明した件数を計上すること。